

合志市建設コンサルタント業務共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、合志市中小企業等振興基本条例（平成22年合志市条例第12号）に基づき、合志市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の受注機会の増大及び技術的難易度の高い建設コンサルタント業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）の適正な運用を図り、業務の円滑かつ適正な履行を確保するよう、業務ごとに結成される共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員の分担を定めず共同して履行する共同履行方式とする。

(共同企業体の発注)

第3条 共同企業体の発注形態は、合志市契約事務規則（平成18年合志市規則第37号）に定める一般競争契約とし、実施に関し必要な事項は、条件付一般競争入札実施要領を準用する。

(対象業務)

第4条 共同企業体の対象業務は、設計金額500万円以上で技術的難易度の高い業務とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(構成員の数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、2社までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(構成員の資格)

第6条 共同企業体の全ての構成員は、市に入札参加資格審査申請書を提出し受理されていることを要し、かつ、その業務ごとに定める要件を満たしていなければならない。

(構成員の組合せ)

第7条 共同企業体の構成員の組合せは、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 市内に本店を有する者（以下「市内業者」という。）のみで履行可能な業務の場合は、市内業者同士の組合せとする。
- (2) 市内業者のみでは履行困難な業務の場合は、市内業者と市外に本店を有する者（以下「市外業者」という。）の組合せとする。
- (3) 市外業者でしか履行できない業務の場合は、市外業者同士の組合せとする。

2 前項第1号及び第2号の場合において、市内業者の数が不足するときは、市外業者で代替することができる。

(結成方法等)

第8条 共同企業体の結成は、自主結成とする。

2 共同企業体を結成した構成員は、同一業務において他の共同企業体の構成員になることができない。

3 共同企業体が当該業務の委託契約の相手方となったときの残存期間は、契約履行後3箇月を経過した日までとする。ただし、結成された共同企業体のうち、当該業務の委託契約の相手方とならなかった者は、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(提出書類)

第9条 入札等に参加しようとする共同企業体は、市が指定する期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

(2) 建設コンサルタント共同企業体協定書(様式第2号)

(3) 委任状(様式第3号)

(出資比率)

第10条 構成員中最大の出資比率は、50パーセント超80パーセント以下とする。

2 出資比率の指示は、当該業務の公告の中で最低出資比率等について行う。

(代表者)

第11条 共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、構成員中業務履行能力が最も大きい者とする。

2 代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(結成後の協定内容の変更)

第12条 共同企業体結成後、協定内容に変更があったときは、次の各号によって処理するものとする。

(1) 事務所の所在地、取引金融機関等、業務の履行上影響のない事項については、変更届を市長に提出すること。

(2) 構成員の出資比率、代表者等、業務の履行上影響のある事項については、市長の承認事項とするが、原則として不可とする。

(指名停止等)

第13条 共同企業体に対する指名停止等については、合志市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の定めるところによる。

(その他)

第14条 この要領により定めるものの他、共同企業体の取扱いに関し必要な

事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月12日から施行する。